

第 1 章

計画の基本的な考え方

1	計画改定の趣旨と目的	2
2	緑の基本計画とは	2
3	計画改定の背景	3
4	緑の機能	4
5	計画の対象	6
6	計画の期間	11
7	計画の位置づけ	12
8	計画の全体構成	13

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨と目的

「緑」は、わたしたちがいきいきと健康で文化的な暮らしをしていくために必要不可欠なものです。

この必要不可欠な緑を、あるべき場所に、あるべき姿でしっかりと確保していくためには、みんなで緑を守り、創り、育てていく計画的な取り組みが必要です。

本市では、平成11年3月、都市緑地保全法に基づき「越谷市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。しかし、その後、環境問題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化など、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。また、上位計画である第4次越谷市総合振興計画*や都市計画マスタープラン*が改定され、関連計画なども新たに策定されました。さらには、緑に関係する法制度の制定や改正も行われてきています。

そこで、このような緑を取り巻く状況の変化に対応し、市域における緑地の保全及び緑化の推進について、総合的かつ計画的に実施していくために「越谷市緑の基本計画」の改定を行うものです。

本計画では、緑の現状と課題やこれまでの取り組みを踏まえた上で、緑に関する基本理念、緑の将来像、これらを具体化した基本方針、計画の目標を明確に示し、それを具体的に実施していくための施策を定めています。

2 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法*第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

本計画では、都市の緑を対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「緑の将来像」、「計画の基本方針」、「計画の目標」などを定め、それを具体的に実施していくための施策を示すものです。

これにより「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園*の整備」などの施策を総合的に進めていくことができます。

また、計画策定により、都市緑地法などに基づいた国の支援の活用が可能となり、積極的に施策の展開を図ることができます。

本計画の役割は次のとおりです。

- ① 市域で本来、保全や創出すべき場所に、質の高い良好な緑をしっかりと確保していくため、方針と目標を示す。
- ② 市民、事業者、行政の役割を明確にし、協働して緑に関する活動に取り組んでいく。
- ③ 「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」などの施策を示し、総合的に進めるために行政内部での合意形成を促進する。

3 計画改定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

① 地球温暖化とヒートアイランド現象*1への対応

全国的に地球温暖化による影響と思われる局地的な豪雨や渇水、土砂災害が発生しています。本市においても地球的な環境の変化などから突発的・集中的な豪雨が頻発する傾向にあり、降雨による浸水被害も発生しています。

また、近年、ヒートアイランド現象の影響を大きく受け、夏場の気温上昇や猛暑日が続くなどの傾向があります。これら地球温暖化やヒートアイランド現象に対応するため、市内の緑地を保全し、緑化を推進していくことが必要となります。

② 生物多様性*2の確保

「生物多様性の確保」は、「地球温暖化」と並ぶ環境問題とされており、生物多様性の確保のための取り組みが世界的にも進展しています。

平成23年10月には、都市緑地法*運用指針が改正され、緑の基本計画の内容や計画策定の留意事項に、生物多様性の確保の視点が追加されました。さらには、緑の基本計画の策定又は改定時において、生物多様性の確保への配慮事項をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が作成され、改定にあたり、生物多様性の確保に配慮する必要があります。

③ 大規模災害への対応

東日本大震災をはじめ、水害や竜巻災害などの発生により、市民の防災意識の高まりから、防災・減災対策の一層の強化が求められています。公園・緑地は、延焼防止や防災活動拠点として、都市の防災機能を向上させる重要な役割を担っています。

このため、土地の有効活用等により、さらに防災機能の向上に資する公園・緑地の確保等を図る必要があります。

(2) 市が抱える課題

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、下記の課題を的確にとらえ、緑のまちづくりを計画的に進める必要があります。

- 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 地方分権の推進と市民によるまちづくり
- 安全・安心志向の高まり
- 環境意識の高まり
- 経済・産業構造の変化

*1 ヒートアイランド現象：アスファルト舗装、車の排気熱などの影響により、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

*2 生物多様性：種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

4 緑の機能

① 地球環境・都市環境の向上（環境保全）

- ・ 樹木や草などの緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素を排出する働き（地球温暖化防止の機能）があります。
- ・ 緑は、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、蒸散作用や遮へい作用により都市部におけるヒートアイランド現象*の緩和効果があります。



葛西親水緑道



東越谷調整池

② 多様な生物の生息・生育・繁殖の場（生物多様性*の確保）

- ・ 緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たします。
- ・ 身近な公園や街路樹、家庭の庭などの規模の小さな緑も、生物多様性の確保に寄与する大切な役割を果たします。
- ・ 生物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの感情を豊かにし、自然に関する環境学習の場としても重要となります。



学校ピオトープ（南越谷小学校）



河川緑地（大落古利根川）

③ 都市の防災機能・安全性の確保（防災）

- ・ 公園緑地や道路の街路樹などの緑の空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路の確保や防災・救護活動の場となります。
- ・ 災害時の避難場所や復旧活動の重要な拠点として利用され、安全・安心な都市づくりの役割を担っています。
- ・ 樹林地などは、雨水を保ち、地下水をかん養し、健全な水循環を形成する機能や騒音・振動を緩和する機能などがあり、都市環境を改善します。



防災訓練（大杉公園）



緩衝緑地（流通団地）

④ 良好な景観をつくり出し、季節感を感じさせる場（景観形成）

- ・木々、沿道の並木・草花などの緑や河川の水辺は、自然の緑が織りなす四季折々の風景を描き、良好な景観を形成します。
- ・緑により形成された景観は、生活空間に潤いとやすらぎを与える大切な存在です。



八条用水*1



梅林公園

⑤ ふれあいやスポーツ・レクリエーションの場（レクリエーション）

- ・自然の樹林や草花などの緑は、憩いや休息の場、木陰として、わたしたちに自然とのふれあいや心のやすらぎを与えてくれます。公園緑地は、ジョギングやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進します。



ウォーキング（大吉調節池親水公園）

グラウンドゴルフ大会
（越谷総合公園）

⑥ 地域コミュニティの形成

- ・公園緑地は、スポーツなどのレクリエーションや学習活動の場としても利用され、緑を介して様々なコミュニケーションが生まれます。
- ・大規模な公園緑地は、市内外の人々が訪れ、広域的なレクリエーションの拠点となり、身近な公園緑地は、地域の子もたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。

こいのぼりフェスタ
（元荒川）大相模調節池
（越谷レイクタウン）

⑦ 心理的効果（癒し効果）

- ・緑は、人の心理的な疲れを癒し、ストレスを緩和する働きがあります。また、緑に触れ、香りを楽しむことなどにより、わたしたちに精神的なやすらぎを与え、健康を維持・増進するとともに、暮らしを豊かなものとする役割を果たします。

*1「越谷市景観写真コンクール応募作品」転載

5 計画の対象

（1）計画の対象となる緑

本計画で対象となる緑は、「木・草・花などの植物」や「樹林地・農地（田・畑）、水辺など良好な自然環境を形成しているスペース」などが対象となります。

具体的には、公共施設である公園・緑道・街路樹・河川・水路などや民有地の屋敷林*・庭・生垣、建物の屋上緑化*¹・壁面緑化*²など幅広く対象に含みます。

※水路については、水面が開放されたものが対象となります。

緑道



河川



水路



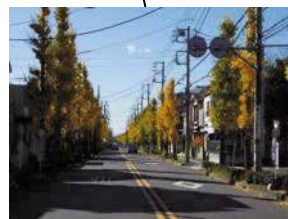
農地



屋敷林



公園



街路樹



生垣

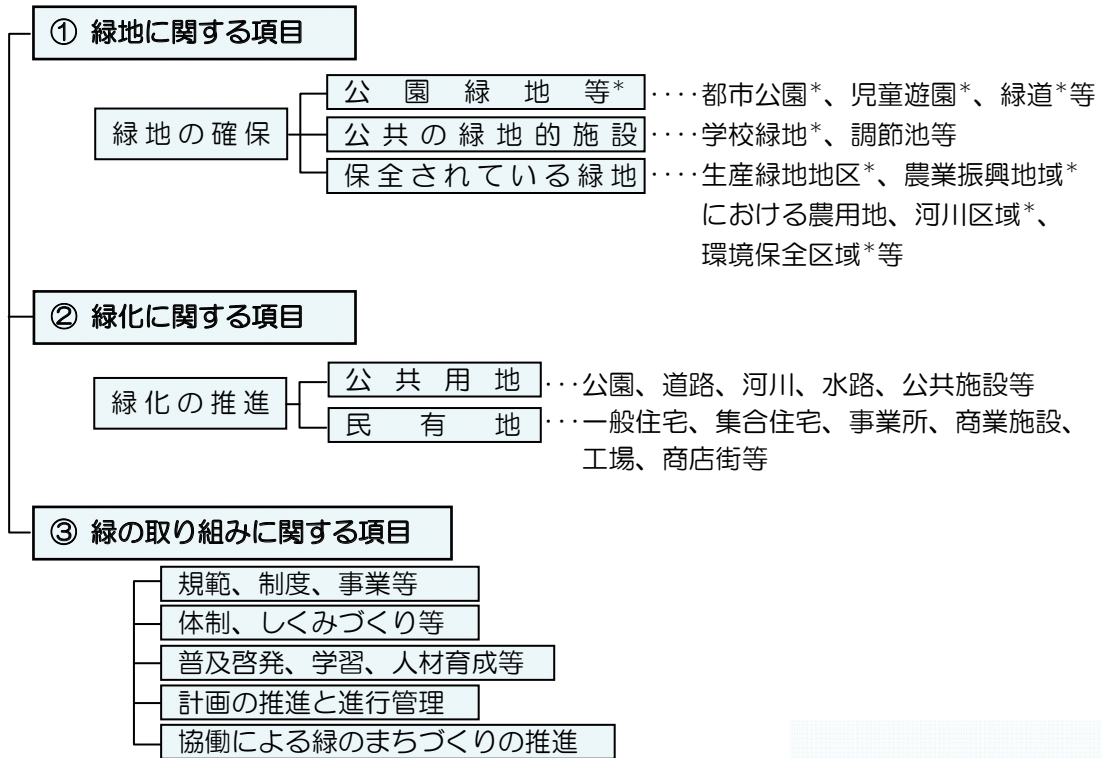
対象となる緑のイメージ

*1 屋上緑化：都市の生活環境の向上を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

*2 壁面緑化：都市の生活環境の向上を目的として、建物の外壁物に植物を植え緑化すること。

(2) 計画の対象となる項目

計画の対象となる項目は、市域の緑に関する全ての項目で、主に次の①～③に関する項目とします。



都市公園（東越谷九丁目公園）



農用地（大吉・向畑）



水路（葛西用水）



民有地（イオンレイクタウン）

（3）緑地とは

緑地とは、計画の対象となる緑のうち、都市公園*や公共施設にある植栽地などの「施設緑地」と法律や条例等の指定により保全・活用される「地域制緑地等」の2つに分類され、具体的には、下記のものを示します。

■緑地の分類

		分類	市の例	
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定する公園 (街区公園*、近隣公園*、地区公園*、総合公園*、運動公園*)	しらこぼと運動公園、大吉公園
		都市公園等に準ずるもの	児童遊園*、借地公園、ふれあい公園*、緑道*、その他の公園、都市緑地*等	ラベンダー公園 (ふれあい公園)
		公共施設緑地	市民農園*、調節池等、河川緑地*、学校緑地※1*、公共施設の付属緑地、埼玉鴨場等	大相模調節池(シイクタウン)
		民間施設緑地(都市公園、公共施設緑地に準じる機能を持つ施設)	民間緑地、公開空地、社寺境内地、学校緑地(私立)等	
	地域制緑地等	法に基づく緑地の保全に関するもの	生産緑地地区*、農業振興地域*における農用地、河川区域*	
		条例等に基づく緑地の保全に関するもの	環境保全区域*、緑地協定*等	埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺
		その他民有地にあるもの	法や条例などに指定されていない農地、屋敷林*等	

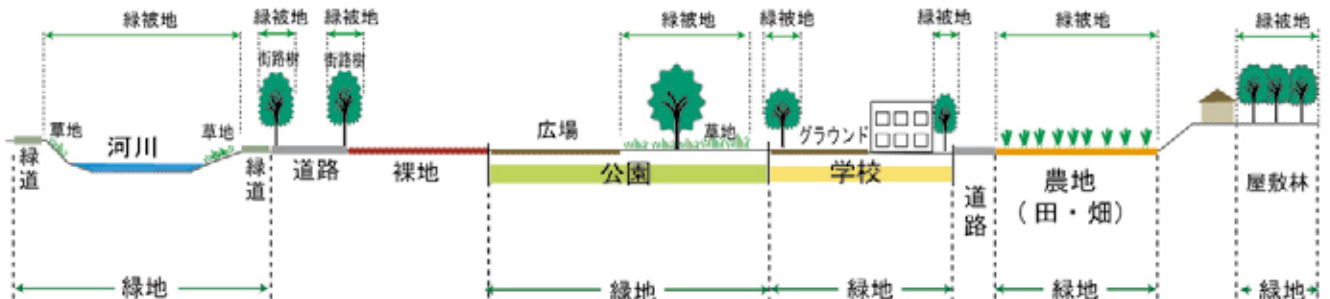
※1 学校緑地は、緑の防災機能を有するため、緑地に含まれます。

※2 計画目標の緑地については、施策の推進にあたり、計画的に緑地を確保するため、民間施設緑地などを除く担保性のある永続性の高い緑地*を定義しています。

※3 都市緑地法*における緑地の定義では、「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。

（4）緑被地とは

緑被地とは、「樹林地」、「植栽地」、「草地」、「農地」や「河川」、「池」などの水辺地等植物の緑に被われた土地などの総称です。



緑地と緑被地の違い

(越谷市の緑地)**◆都市公園**

「都市公園法」に基づき、設置された公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体が当該公園および緑地に設ける公園施設を含むもの。



都市公園

(東越谷八丁目いちょう公園)

◆都市公園等に準ずるもの

○児童遊園

「越谷市まちの整備に関する条例*」に基づき、開発者が開発行為等によって整備した面積 100 m²以上の規模の小さい公園のこと。



児童遊園 (宮本町)

○ふれあい公園

地域住民が多目的広場として利用することを目的に、市が設置する公園のこと。土地所有者から市が用地を借り受け、自治会が管理を行っている。1箇所あたり面積 1,000~3,000 m²を標準として設置している。



ふれあい公園 (大成町)

○緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、河川や水路等を活かして、遊歩道として整備している緑地のこと。



新方川緑道 (花田)

◆公共施設緑地

○市民農園

土に親しみ、農作物を栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市が農地を借りて区画を市民に貸し出す農地のこと。



市民農園 (西大袋・大道)

○調節池等

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超える可能性のある洪水を河川に入る前に一時的にため、水量を調節する池のこと。



大相模調節池 (レイクタウン)

○河川緑地*

河川区域*のうち、河川周辺における草木が生い茂った緑地のこと。



河川緑地（中川）

○学校緑地

緑の防災機能を有することから、学校敷地全体を定義した緑地のこと。



学校緑地（南越谷小学校）

◆法や条例等によるもの

○生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定された農地のこと。



生産緑地地区（南荻島）

○農業振興地域*における農用地

総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域のうち、特に非農業的土地利用が制限され、原則として、農地転用ができない区域のこと。



農用地（増森）

○河川区域

「河川法」に基づき、堤防と堤防の間の河川としての役割をもち、河川管理者が指定した区域のこと。本計画においては、主に河川の水面と河川周辺の河川緑地*のこと。



河川区域（元荒川）

○環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者へ届出を義務付け、環境への影響を監視することによって、環境を将来的に保全していく区域のこと。



環境保全区域（埼玉鴨場）

『市の木・花・鳥』

○市の木：ケヤキ

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展していく越谷市にふさわしい木です。

(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



○市の花：キク

栽培も容易で、その美しさと容姿は古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてのイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



○市の鳥：シラコバト*

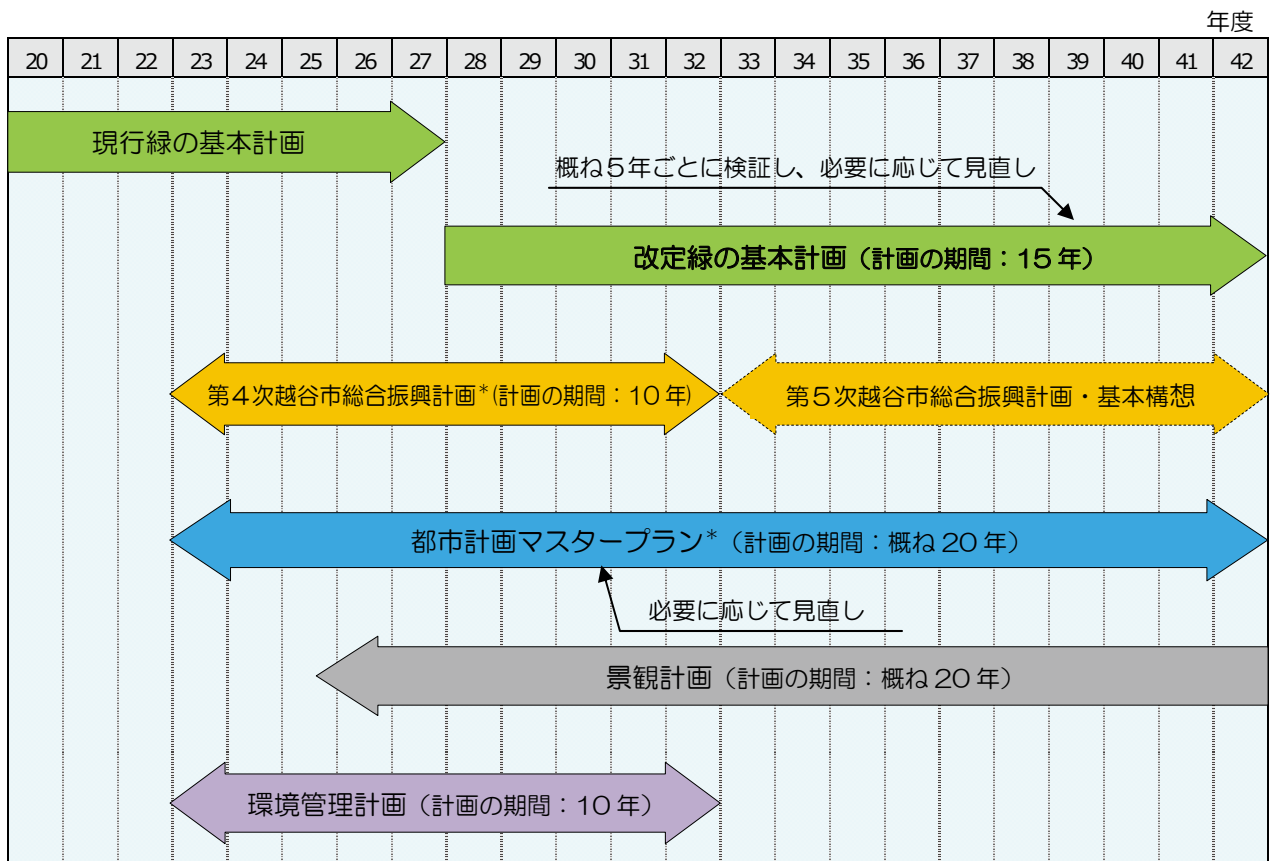
灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。

(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)



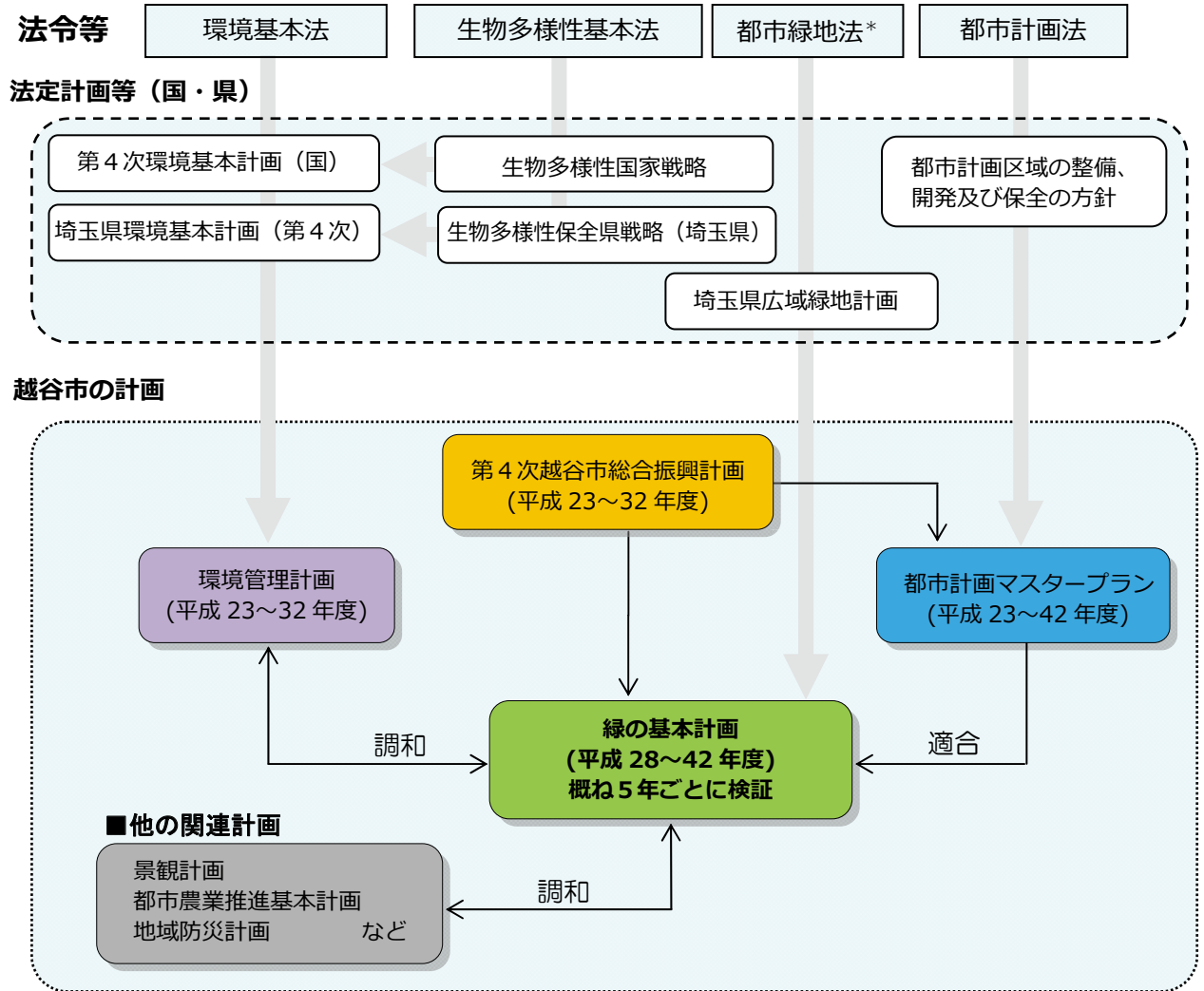
6 計画の期間

改定計画の期間は、15年間（平成28年度～42年度）とし、目標年度の平成42年度に向けて、目標の達成を目指します。



7 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である第4次越谷市総合振興計画*に即し、都市計画マスタープラン*に適合するとともに、関連計画である環境管理計画、景観計画などと調和を図ります。



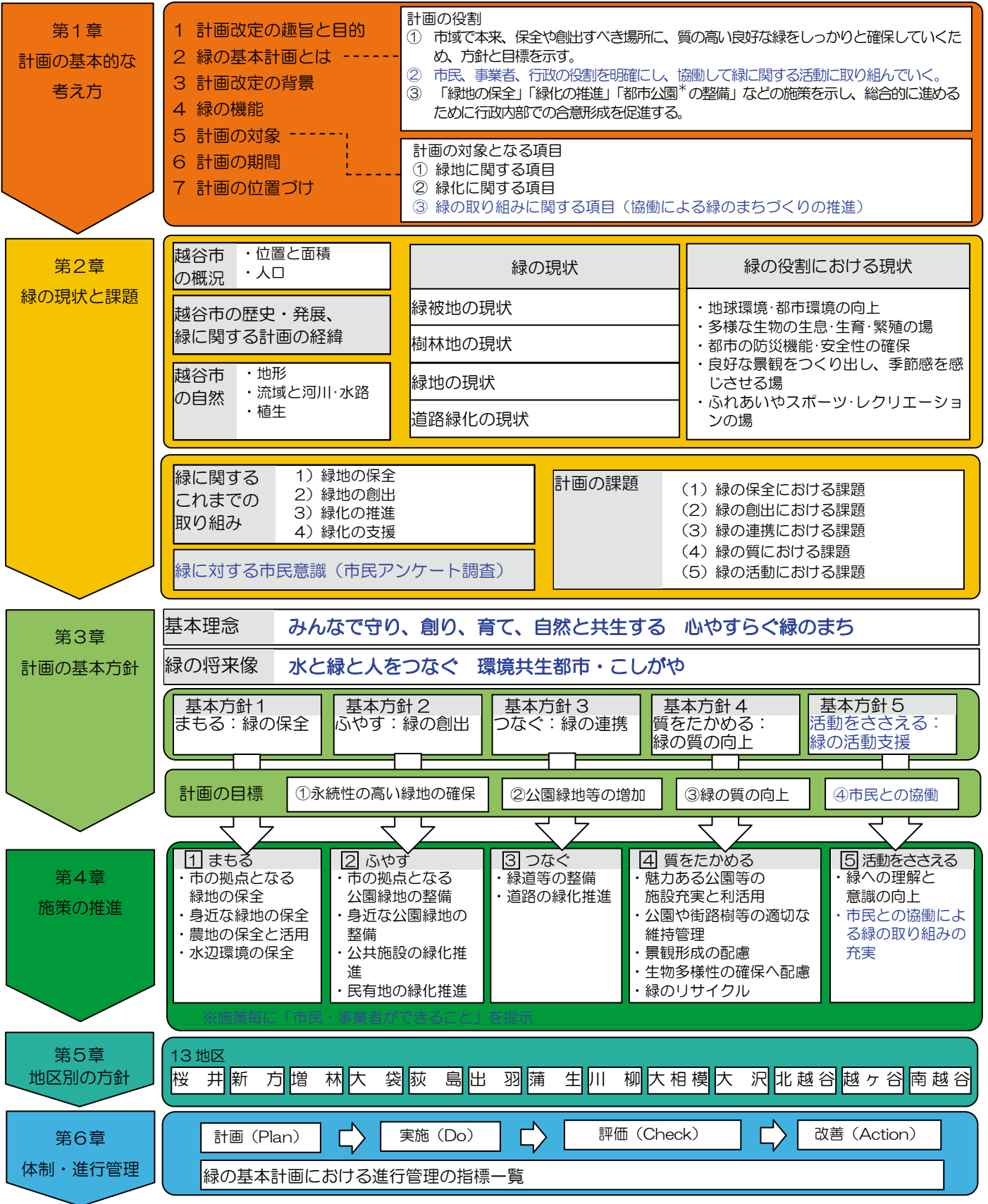
計画の位置づけ

緑の基本計画の根拠法である都市緑地保全体法が平成16年に都市緑地法*へ改正され、緑の基本計画がより重要なものとなりました。

平成23年10月には、都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性*の確保の視点が追加され、国土交通省から「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が作成されています。

8 計画の全体構成

※青字：特に市民・事業者に係るところ



前計画からの改定のポイント

- ・越谷市の地域特性を表現した緑の将来像と目標値を新たに設定しました。
- ・基本方針や目標として新たに「緑の質の向上」を設定しました。
- ・5つの施策の柱に沿って、施策の展開について整理しました。
- ・施策の取り組みに関わる担当課を明記し、市民にわかりやすい計画にしました。
- ・市民との協働を推進するため、市民・事業者の役割として「市民・事業者ができること」を示しました。
- ・実効性のある計画とするため、施策ごとに進行管理の指標を整理しました。